

岡 市 協 総 第 3 9 1 号

令和8年6月12日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

公の施設の指定管理者監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和8年1，2月実施の公の施設の指定管理者監査における指摘事項について、別紙のとおり指定管理者が措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

公の施設の指定管理者監査の指摘事項の改善措置状況（令和８年１，２月実施分）

出石地区コミュニティ協議会

指摘事項

○ 利用料金について

共助金と称する加算及び冷暖房期の加算を含めた利用料金について、岡山市コミュニティハウス条例第4条第2項に規定された料金を超えた額となっており、指定管理者はこれを収受していることが認められました。

市民協働企画総務課とともに、速やかに適切な措置を講じてください。

また、地区内と地区外の住民とで異なる利用料金が設定されており、これは、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いを禁じた地方自治法第244条第3項に抵触するおそれがあることから、市民協働企画総務課とともに、広く住民間の公平性が確保されるよう適切な対応をしてください。

改善措置状況

岡山市コミュニティハウス条例に規定された料金の範囲内とするため、共助金及び冷暖房期の加算を廃止し、地区内外の住民共に一律の料金とする利用料金承認申請書を、令和８年４月１日付で岡山市長に提出し、同日付で承認を受けました。

同日以降、承認後の料金表に基づき、同条例に規定する範囲内の適正な利用料金を収受しております。